

岩手県告示第122号

環境基本法の規定に基づく水質の汚濁に係る環境基準の類型を当てはめる水域の指定（平成22年岩手県告示第309号）の一部を次のように改正する。

平成30年2月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前					改正後				
水 域		類 型	達成期間	備 考	水 域		類 型	達成期間	備 考
[略]					[略]				
[略]			[略]	[略]	[略]			[略]	[略]
北上川支 流水域	[略]				北上川支 流水域	[略]			
	[略]					[略]			
	豊沢ダム貯水池 （豊沢湖）（豊 沢ダムえん堤及 びそれに続く陸 岸に囲まれた水 域（同水域に流 入する豊沢川本 流と各支流を除 く。））	[略]	[略]	[略]		豊沢ダム貯水池 （豊沢湖）（豊 沢ダムえん堤及 びそれに続く陸 岸に囲まれた水 域（同水域に流 入する豊沢川本 流と各支流を除 く。））	[略]	[略]	[略]
陸中海岸 北部水域	[略]			米代川水域（米代川本流 、瀬の沢川本流及び兄川 本流であって秋田県に属 する部分を除いたもの）	生物A	直ちに達 成	平成30年 2月9日 適用		
[略]				陸中海岸 北部水域	[略]	直ちに達 成	平成22年 3月31日 適用		
[略]				[略]					

備考 改正部分は、下線の部分である。